

埼玉県教育委員会
教育長 高田 直芳 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村 純一

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長 小澤 道夫

「新たな教員研修」に関する要求書

政府・文部科学省は、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号。以下「改正法」という。)を令和4年5月18日に公布し、その概要及び留意事項について、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」しました。その後、8月31日、「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について(通知)」を通知し、その中で「改正法による教特法改正の施行日は令和5年4月1日ですが、新たな教師の学びを早期に実現していく観点から、関係各位におかれては当該施行日を待つことなく、研修等に関する記録や資質の向上に関する指導助言等に関し可能なことから着手し、できる限り速やかに今回の制度改正の趣旨を実現する取組を実施いただくようお願いします。」と教特法改正の施行日を待たず、その準備を促しています。

埼玉県教育委員会も、文科省通知を踏まえ9月7日「埼玉県教員等の資質向上に関する協議会」を発足させ、「指標」等の審議を進めています。

教員免許更新制に変わり、改正教特法によって制度化された「新たな教員研修」は、①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録(研修履歴)を作成しなければならない、②研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を学校では、校長が教員に対して行うこと。そのための研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に関し、研修履歴の記録の目的、範囲、内容、方法、時期及び閲覧・提供並びに対話に基づく受講奨励の方法・時期等について定めていること、③研修の性質に応じて、研修後の成果確認方法を明確化し、特にオンデマンド型については、知識・技能の習得状況を確認するテストも含め、研修企画段階から成果の確認方法を設定することを新たに規定したこと、④必ずしも「主体性を有しない教員」への対応として職務命令等を伴う措置を行うとしていること、⑤研修主事を置き、「研修計画」の立案、その他研修の連絡調整を行うことができること、など全教員に係る大きな問題点を持っています。

教員免許更新制は、本来の教員研修の在り方から大きな問題を持っていましたが、今回の「新たな教員研修」は、「教育公務員特例法第22条の5の規定に基づく研修履歴の記録は、同法第22条の6の規定に基づく対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的としている」(文科省「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」)とその目的を位置付けており、内容だけでなく教職員定数改善などの条件整備が全くない中で研修主事の設置等、学校現場に責任転嫁するものとなっています。このままでは、「Q. 研修の記録(報告書の作成)等が教師の負担増加につなが

るのではないかと。A. 研修記録により子供の教育に差し支えができることは本末転倒であり、記録内容は簡素化することが必要。研修記録や指導助言自体が過剰な負担となることがないように留意しつつ、都道府県等の判断に資するよう、これらの基本的な考え方等をガイドラインで示していく。」(教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要)と文科省自身が指摘しているように「本末転倒」という結果にしかありません。

本来教育行政が行わなければならない教員が自主的な研修を行うことができる条件整備を怠り「研修履歴の記録」の活用を押し付け、教員の「学び」を管理するという政策そのものが、「本末転倒」の政策であり、教育行政として破綻していると言わざるをえません。深刻化する教員の長時間過密労働による「多忙化」と教員の「未配置・未補充」という現状でのこうした「新たな教員研修」の押し付けは、学校で日々奮闘している教職員に重い負担感を与える愚策でしかありません。

一方、「新たな教員研修」にかかわる問題については、すでに国会の審議過程で問題点が指摘され、「教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ」「とりわけ、校長及び教員に対して行う『資質の向上に関する指導助言等』については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。」「本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないように十分留意する」等数多くの「付帯決議」が確認されています。

埼教連は、教員研修は、憲法に定められた「学問の自由」の保障、教育公務員特例法第21条及び第22条を踏まえた「自主的で自発的な研修」が幅広くあらゆる機会に保障されなければならないものとして県教委と教員研修の在り方について確認をしてきました。

県教委も2020年1月22日の勤務管理システムをめぐる交渉で「教員の研修の在り方ですが、教育公務員特例法第21条及び第22条、及びそれらを踏まえた平成14年7月8日の研修報告をめぐる県教育委員会回答（及び県教育委員会作成Q&A）の「教員の研修は教育公務員特例法の観点からも幅広くあらゆる機会に認め、捉え方を狭めないこと、研修内容への介入・干渉するものではない。大切なことは、研修を行う主体の観点が大切であり、同じことを行っても研修としての目的意識を無視して判断はできないこと」としたことについては、引き続き重要な教員の研修の在り方として位置付けてまいります。」と回答しています。

こうした経過を踏まえ、「新たな教員研修」について下記のことを要求します。

記

1. 教員の研修の在り方について

教員研修の在り方について教育公務員特例法第21条及び第22条及びそれらを踏まえた県教委回答（2002年7月8日 研修報告をめぐる回答、その後回答は、県教委が作成した「Q&A」に位置付けられた）の「教員の研修は教育公務員特例法の規定からも幅広くあらゆる機会に保障されなければならないもので、その充実こそが求められていること、その内容については、教員の研修という性格上、多様なあり方と幅広い機会を柔軟に認め、捉え方を狭めないこと、研修内容への介入・干渉するものではない。大切なことは、研修を行う主体の観点が大切であり、同じことを行っても研修としての目的意識をもって取り組むことが重要であること。研修する本人の目的意識を無視して判断はできないこと」及び2020年1月22日県教委回答を堅持すること。

その上で以下の在り方を確認する。

- (1) 教員の研修は、幅広くあらゆる機会に保障されなければならないものであり、その充実が求められている。
- (2) 教員研修の内容は、多様な在り方と幅広い機会を柔軟に認め、捉え方を狭めるものではないこと。
- (3) 教員研修にとって大切なことは、研修を行う主体の観点が大切であり、研修としての目的意識をもって取り組むことが重要であるため、研修する本人の目的意識を無視して研修の是非を判断することはできない。

2. 「埼玉県教員等の資質向上に関する指標」(以下「指標」)の取り扱いについて

- (1) 教育公務員特例法第21条、第22条及びそれらを踏まえた県教委回答から教員研修の在り方は「その内容については、教員の研修という性格上、多様なあり方と幅広い機会を柔軟に認め、捉え方を狭めないこと、研修内容への介入・干渉するものではない。大切なことは、研修を行う主体の観点が大切であり、同じことを行っても研修としての目的意識をもって取り組むことが重要であること。研修する本人の目的意識を無視して判断はできないこと」としたことから「指標」は、研修内容を制約するものではなく、目安であり、何を研修するかという選択は、教員が自らの職責を遂行するために必要であると判断した内容を尊重すること。
- (2) 受講奨励時に5つの「指標」に基づく研修を強要しないこと。
- (3) 校内研修に対しても5つの「指標」に基づく研修を強要しないこと。

3. 受講履歴(研修の記録)の扱いについて

- (1) 受講履歴については、教育公務員特例法教員研修第21条及び第22条及びそれらを踏まえた県教委回答(2002年7月8日 研修報告をめぐる回答、その後回答は、県教委が作成した「Q&A」に位置付けられた)を踏まえた幅広い研修から精選したものを記録すること。
- (2) 文科省も「記録自体を目的化しない観点から、研修レポートなど教師個人から報告を求めるものは、真に必要なものに厳選し、簡素化を図るとともに、研修履歴の記録の方法についても、できる限り教師個人に負担のかからないような効率的な記録方法とすることも重要であること」(文科省「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について(通知)令和4年8月31日」Ⅲ 留意事項 第四 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定関係)としているように受講履歴の記録の内容、方法は、「多忙化」解消、負担軽減に最大限配慮し、官製研修、校内研修等の記録を管理職が報告することも含め、本人の負担が最小限のものとなる簡略な様式とすること。
- (3) 受講履歴の記録の時期は、「多忙化」解消、負担軽減に最大限配慮し、最小限の回数で行うことができる時期とすること。

4. 受講奨励について

- (1) 教員研修の在り方を教育公務員特例法教員研修第21条及び第22条及びそれらを踏まえた県教委回答(2002年7月8日 研修報告をめぐる回答、その後回答は、県教委が作成した「Q&A」に位置付けられた)を踏まえた幅広い研修として位置付け、研修内容への干渉・介入を行わないこと。
- (2) 以下の国会での付帯決議を踏まえて受講奨励を行うことを市町村教育委員会及び県立学校長に周知徹底すること。

「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中であって、教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、資質の向上のために行われる任命権者による教員の研修等に関する記録の作成並びに指導助言者が校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」は、研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとするを周知・徹底すること。とりわけ、校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。

2022. 5. 10 参衆議院文教科学委員会

- (3) 受講奨励を人事評価当初面談、年度末評価面談で行う場合、人事評価面談の性格を考慮して最低限の簡略な確認とすること。その際、人事評価面談が本人の自己評価シートに基づいた丁寧な面談となるよう校長を指導すること。また、「Q. 研修受講履歴等は人事評価に活用されることはあるのか。 A. 新たな研修制度は、

人事評価制度とはその趣旨と目的が異なる。研修記録自体や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではない・・・」（国会での論点）とされているように人事評価と結びつくものではないことについて明確にすること。

（４）「期待される水準の研修を受けているとは到底認められない教員については、合理的な理由がなく再三悉皆研修や校内研修に参加しない等やむを得ない場合に、職務命令を通じて研修受講。（研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン）」としていることについては、教員研修の在り方から職務命令ではなく、上記国会での付帯決議や「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義は、研修の管理を強化するものではなく、教師と学校管理職とが、研修履歴を活用して対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことにあること」（文科省「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）令和４年８月３１日」Ⅲ 留意事項 第四 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定関係）の主旨を踏まえた丁寧な対話を行うこと。

５．研修後の成果確認方法について

教員研修の在り方から成果の確認については、教員が自らの学びを振り返りの観点として「大切なことは、研修を行う主体の観点が大切であり、同じことを行っても研修としての目的意識をもって取り組むことが重要である」とする本人の目的意識が簡潔に示されることが重要であること。

６．研修主事にかかわって

（１）校内研修については、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、研修主事を置くことができることとすること。（第４５条の２第１項 等関係）」（文科省「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）」令和４年８月３１日）としているように各学校の実情に応じた研修がすでに実施されているため、喫緊の課題である「多忙化」解消、負担軽減に配慮して研修主事を各学校に強要しないこと。

（２）国会付帯決議でも

文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないように十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないように留意すること。（2022. 5. 10 参衆議院文教科学委員会）

としていることを踏まえ「多忙化」解消、負担軽減の観点から校内研修の企画立案、連絡調整については、現行の各学校での運営を尊重し、新たな取組みを要請するものでないこと。

７．「新たな教員研修」実施にあたって「多忙化」解消、負担軽減の観点から官製研修、校内研修のより一層の精選を図ること。

- （１）「新たな教員研修」実施にあたって校内研修を増やす必要はなく、「多忙化」解消、負担軽減の観点から精選するよう校長を指導すること。
- （２）法定研修である「初任者研修」及び「中堅（１０年次）研修」は縮小し、法定ではない「５年次研修」及び「２０年次研修」は廃止すること。
- （３）小中学校で行われている「２年次研修」、「３年次研修」は、新たな負担となっていることから廃止すること。